

京都府人事委員会が実施する事業場調査（実地調査）の結果の公表に関する要領

（趣旨）

第1条 この要領は、京都府人事委員会が地方公務員法第58条第5項の規定による労働基準監督機関の職権に基づき実施している事業場調査の結果の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 任命権者 知事、教育委員会、警察本部長その他地方公務員法第6条に定める任命権者をいう。
- (2) 事業場 任命権者本庁（本部）及び地域機関をいう。
- (3) 事業場調査 任命権者本庁・本部の各所属及び地域機関に対して、人事委員会が地方公務員法第58条第5項の規定による労働基準監督権限に基づき実施する書面調査又は実地調査のことをいう。
- (4) 改善事項 事業場調査の結果、法令違反が判明し、改善を要する事項として人事委員会が指摘した事項をいう。
- (5) 助言事項 事業場調査の結果、法令の趣旨に照らし、積極的な取組を行う必要を認め、人事委員会が助言した事項をいう。

（公表の対象）

第3条 この要領による公表の対象は、原則として、人事委員会が毎年実施する事業場調査のうち実地による調査とする。

（公表事項）

第4条 公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 調査実施時期
- (2) 調査箇所数
- (3) 改善事項の項目、内容、任命権者ごとの該当事業場（所属）数
- (4) 助言事項の項目、内容、任命権者ごとの該当事業場（所属）数
- (5) 労働基準法及び労働安全衛生法の運用についての効果的な取組事例

（事業場名の公表）

第5条 改善事項のうち、公務災害による死亡又は重大な傷病等の発生を伴う場合、関係書類の改ざんや虚偽の報告が判明した場合、事業場調査の結果を受け提出された改善状況報告書に記載した取組が行われなかった場合、その他重大な労働関係法令違反があった場合については、原則としてその事業場名及び事案の概要を公表する。

(公表の方法)

第6条 人事委員会は、毎年度、実施した調査に係る第4条及び第5条の事項について、当該年度の末日までに、ホームページに掲載して公表する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、公表に関し必要な事項は、人事委員会がその都度定める。